

亀山市告示第35号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月19日

亀山市長 櫻井 義之

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示（平成29年亀山市告示第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。 [1 略] 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。） [3 略]	第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。 [1 略] 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。） [3 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。